

## 墨田区地域自立支援協議会 精神部会について

これまで精神障害者支援については、「墨田区障害福祉計画」及び「すみだ健康づくり総合計画」に基づく精神障害者施策を推進するため、各関係機関と情報共有及び課題解決を図ってきたが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置が必須となっていることから、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した「墨田区地域自立支援協議会」のもとに専門部会として、「精神部会」を設置し、精神障害者特有の課題解決に向けた意見をまとめ、本協議会に報告をする。

については、以下のとおり設置予定の精神部会委員として地域自立支援協議会より委員の選出を依頼したい。

### 1 選出委員区分

医療（5名程度）

障害者等の家族会（1名程度）

サービス事業所（5名程度）

相談支援事業所（1名程度）

指定一般・相談支援事業所（4名程度）

地域移行支援事業広域アドバイザー（2名程度）

行政（5名程度）

※構成委員は別紙「令和6年度墨田区地域自立支援協議会精神部会委員（案）」のとおりに

### 2 任期

令和9年3月31日まで（3年間）

### 3 令和6年度の主な内容（予定）

- ・区北部への地域活動支援センターの開設について
- ・地域移行支援事業の促進について

### 4 その他

選出元である会議体の委員から辞任したことによる欠員は、再度選出依頼をすることで補充する。

#### 【問合せ先】

保健予防課保健予防係 深井・小俣・宇田川

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

電話 03-5608-6506

Mail hokenyobou@city.sumida.lg.jp